

## 精神保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）の更新手続きについて

問 駅南庁舎障がい福祉課 ☎ 0857-20-3474

精神保健福祉手帳の有効期限は申請受理日から2年間、自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期限は申請受理日から1年間です。

有効期限の3カ月前から更新手続きが可能です。該当の人は、有効期限を確認の上、更新手続きを行ってください。

### 《更新窓口》

- 市役所駅南庁舎 障がい福祉課
- 各総合支所 市民福祉課
- 通院先の医療機関医事課

### 《必要書類》

#### ▶精神保健福祉手帳

- ・申請書（窓口に配置）
- ・現在使用の精神保健福祉手帳
- ・医師の診断書（手帳用）または障害年金証書  
 ※障害年金証書で申請の場合は、証書原本と通知書、または通帳（直近の年金振込記載のもの）も必要
- ・写真（現在所持の手帳での更新可）
- ・印鑑

#### ▶自立支援医療受給者証（精神通院）

- ・申請書（窓口に配置）
- ・現在使用の自立支援医療受給者証
- ・医師の診断書（重度かつ継続該当者は意見書も必要）  
 ※診断書は2年に一度提出
- ・医療保険証の写し
- ・所得・収入状況がわかる書類（市民税非課税世帯の人は障害年金振込通知書の写し、または通帳の写しが必要）
- ・印鑑

## 鳥取市観光なでしこチーム活動報告！

問 第二庁舎観光コンベンション推進課 ☎ 0857-20-3227

「鳥取市観光なでしこチーム」は、観光産業関係者や行政関係者、鳥取市観光大学を卒業した「観光マイスター」取得者など10人で編成したチームで、女性の視点による観光地の食やおみやげなどの魅力向上、効果的な情報発信を行うため、平成23年度から活動しています。

このたび、チームのメンバーが取材した鳥取市周辺のお勧め観光情報を紹介した特集記事がフリーペーパーpeeba12月号に掲載されました。女子旅にぴったりのお勧め観光地、お洒落なカフェを3つのコースにまとめて紹介しています。

チームでは、観光客のみなさんには鳥取市の旅をお楽しみいただき、鳥取市の人には地元の魅力を見つけていただけるよう、これからも旬の女子旅情報を発信していきます！

### peeba設置場所

- ・鳥取市役所
- ・鳥取県立博物館
- ・とりぎん文化会館
- ・鳥取中央郵便局 など



## 鳥取市職員募集

### 非常勤職員（知的障がい者）

- 試験区分** 図書作業補助員  
**任用期間** 4月1日（予定）～平成26年3月31日  
**受験資格** ①試験日時点で有効な療育手帳を所持している人または障害者職業センターなどの公的判定機関で知的障がい者と判定された人  
 ②県内に在住し、自力で通勤が可能な人  
 ③人の介助などを受けずに勤務が可能な人  
**受付期間** 1月10日（木）～31日（木）  
**一次試験日** 2月16日（土）  
**受験案内** 本庁舎1階総合案内所・2階職員課、駅南庁舎1階総合案内、各総合支所、ハローワークなどで**1月10日（木）より配布**します。詳しくは、受験案内または市公式ホームページをご覧ください。

問 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3107

### 市立保育園・幼稚園臨時職員

- 募集職種** ▷保育園：保育士、看護師、保健師、調理員  
 ▷幼稚園：教諭  
**任用期間** 4月1日～9月30日まで  
**※勤務状況などにより、保育士については3年、その他の職種については1年を限度に更新する場合があります。**  
**受付期間** 1月9日（水）～18日（金）  
**試験日** 1月25日（金）：保育士、教諭  
 1月26日（土）：看護師、保健師、調理員  
**募集案内** 本庁舎1階総合案内所、駅南庁舎1階総合案内、各総合支所地域振興課で**1月4日（金）より配布**します。また、市公式ホームページにおいても掲載しています。詳しくは募集案内をご覧ください。

問 駅南庁舎児童家庭課 ☎ 0857-20-3462

## 除雪に関するお願い

問 本庁舎道路課 ☎ 0857-20-3261  
 各総合支所産業建設課

### ■市道の除雪について

バス路線を中心に行います。生活道路など自宅周辺の雪かきは、市民のみなさんのご協力をお願いします。

作業上、除雪車が家の前や歩道に雪を積み上げてしまうことがあります。ご協力をお願いします。

路上駐車は作業に支障となりますのでおやめください。

路上に雪を投棄することは危険ですのでおやめください。

### ■凍結防止剤について

凍結しやすい橋や坂道付近に「凍結防止剤」を置いています。路面が凍結したときなどにはご自由にお使いください。

### ■木の剪定をお願いします

市道沿いの木や竹が折れたり、雪の重さで垂れ下がりをふさいでしまい通行ができないことがあります。所有者は木の剪定や伐採をお願いいたします。

## 議員定数に関する市民説明会の開催について

問 本庁舎市議会事務局 ☎ 0857-20-3342

鳥取市議会議員定数等に関する調査特別委員会は、12月定例会で議員定数について中間報告を行いました。この経過および昨年8月に実施した市民アンケートの結果について、右記の日程で市民説明会を行いますのでご参加ください。

と き	と ころ	電 話
2月2日(土) 14:00～15:30	国府町中央公民館(国府町庁380)	0857-24-1642
	ゆうゆう健康館けたか(気高町浜村50-22)	0857-82-6811
2月3日(日) 14:00～15:30	鳥取市国際交流プラザ(湖山町西1-512)	0857-31-3253
	河原町中央公民館(河原町渡一木277-1)	0858-76-3123

## 年始・祝日のごみ収集(鳥取地域)

問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217

月 日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレイ・資源ごみ 小型破砕ごみ
1月1日(火・祝)	お休みします	8日(火)に振り替えて収集します		お休みします	
1月2日(水)	お休みします	9日(水)に振り替えて収集します		お休みします	
1月3日(木)	お休みします	10日(木)に振り替えて収集します		お休みします	
1月4日(金)	通常どおり収集します				
1月14日(月・祝)	該当地区は収集します		16日(水)に振り替えて収集します	該当地区は収集 します	お休みします

※朝8時までには必ずごみを出してください。

※可燃ごみの神谷清掃工場への直接搬入につきましては、年始は1月4日(金)からです。

※不燃ごみの鳥取県東部環境クリーンセンターへの直接搬入につきましては、年始は1月4日(金)からです。

※大型ごみ受付センターにつきましては、年始は1月4日(金)からです。

※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課(☎16ページ)までお問い合わせください。

### 乾電池・蛍光管の収集 ～2月～

他のごみと区別し、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れ、2月1日(金)～7日(木)の小型破砕ごみの収集日(鳥取地域)にごみステーションに出してください。蛍光管は購入時のケースに入れるなど、壊れないようにしてください。



平成24年10月1日からレジ袋無料配布は中止となりました。

お買い物は「マイバッグ」で!

## あなたの飼い犬・飼い猫は、ご近所に迷惑をかけていませんか?

問 市役所本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3216、各総合支所市民福祉課(☎16ページ)

飼い犬や飼い猫のルールやマナーについての相談や苦情が多く寄せられています。飼い方について思い当たることはありますか?

### 無駄吠えをさせない

無駄吠えが続くと、近所の人も犬(猫)が嫌いになります。無駄吠えの原因を解消するなど、しつけをしましょう。

### 野良犬・野良猫の世話をしない

野良犬、野良猫へのエサやりは「飼い主のいない不幸な犬、猫」が増える原因の一つです。また、その場に居座ってしまうと周囲の人に迷惑をかける恐れもあります。エサをやるのであれば、責任を持って飼うなど適正な対応をしましょう。

### 最後まで面倒をみる

どんな理由があっても、捨てないでください。野良犬(猫)になって社会問題に発展することになります。どうしても飼えなくなった場合、責任を持って飼ってくれる人を探してください。

### つないで飼う

放し飼いはもちろん、散歩中も必ずリードをつけて放さないようにしてください。

### 猫は屋内で飼う

交通事故にあたり、病気にかかったり、望まない命を授かったりする可能性も少なくなります。また、フン・尿・毛・臭いに関する苦情の発生する恐れがなくなりますので、屋内で飼いましょう。

### フンを始末する

飼い犬・飼い猫が家族の一員であることを周囲の人に理解していただくためにも、フンの始末は適切に行いましょう。平成20年4月1日より、「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」により「飼い犬のフンの放置」は禁止されています。違反した場合、2万円以下の過料が科されます。